

# 鬼北町議会6月定例会

第2回鬼北町議会定例会が、6月25日に開催されました。議案12件、質問1件、発議3件が提案され、全て原案どおり可決されました。

## 議案

- 鬼北町企業誘致促進条例の制定について
- 鬼北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 鬼北町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 鬼北町道路線の廃止について
- 鬼北町道路線の認定について
- 町営土地改良事業（かんがい排水・永野市地区）の施行について
- 工事請負契約（平成21年度地域整備工事 幹線工事外（第3工区））の締結について
- 平成22年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）について
- 平成22年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算（第1号）について

## 議題

- 鬼北町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例条例について

## 質問

- 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

## 発議

- 本州四国連絡高速道路の新料金制度の見直しを求める意見書（案）について
- 持続可能な森林経営の推進を求める意見書（案）について
- 口蹄疫の防疫対策強化を求める意見書（案）について

## 一般質問

- ◆ 渡邊 真次 議員
- 【町道編入による道路整備手続き】  
問 町道編入の分筆登記の手続きについて

- 答 農道等を新規に町道に編入する場合の分筆登記等にかかる現在の方式は、平成21年1月から実施しているものである。  
以前は、新規に町道に編入する

場合は、分筆測量から分筆登記用の図面作成までを外部業者に町が委託発注し、その成果品を受け取った後、町において所有権移転登記をはじめ分筆登記にかかる書類を作成し法務局へ持ち込んでいた。

ところが近年、農道などから新たに町道に編入した場合に、先ほどの業務を遂行するために関係者が交渉に入ると、相続問題等で分筆登記ができない状況が多発することとなり、町道に認定したもの、未登記のために町道の中に民地が残る事態が年々増加し、認定後ににおいて町道を適切に管理する上で、大きな支障をきたすこととなつた。

このため、地元から町道認定を申請される場合には、地元において町道となる土地の分筆、相続登記の対応をしていただいてから申請書を提出していただきこととし、平成21年1月から実施しているところであるが、関係者の方々へも十分説明をしてご理解を得た上で認定作業をしていると考えている。今後においても、新規認定する際には用地の分筆、相続登記までは地元で対応していただき、所有権移転および地目変更については町が処理することとし、事務処理上においても、また町道維持補修にかかる管理においても、より適正な管理を行っていきたいと考えている。

【公民館運営審議会委員について】  
問 公民館運営審議委員の人数が6名となっている理由について

答 現在の委員の定数については、鬼北町公民館条例第6条により、中央公民館は10人、その他の公民館は6人と定めている。

委員の選任については、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映のできる公民館運営がなされるよう協力していただける責任ある方にお願いし、教育委員会が委嘱している。

問 関係組織等多様な状況に対応するため、増員を含め柔軟な対応はできないか

答 現在のところ、定数の6人に対して、特別な問題は発生していないので増員する予定はないが、定数を変更する場合は条例事項となるので、議会に諮ることとなる。教育委員会としても、公民館を中心として、公民館運営審議委員の方々が、各団体間の活動などの情報の共有に努めていただき、よりよい地域づくりが展開できるよう指導していきたいと考えている。

【米戸別所得補償制度について】  
問 米戸別所得補償制度への町内農家の取り組み状況と今後の対応課題について

答 3月に公民館単位での農事の方への説明会や、JAの生産部